

規制シート(様式)

190196601100001

平成28年12月22日

規制の名称	流通業務地区内の規制等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)①第5条、②第38条	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	都市局市街地整備課市街地整備制度調整室 室長 長福 知宏 経済産業省商務流通保安グループ物流企画室 室長 正田 聡
規制目的	①流通業務地区における適切な土地利用の確保 ②流通業務団地造成事業により整備された造成敷地等の適切な利用の確保		
規制内容の概要	①流通業務地区においては都道府県知事等の許可があった場合を除き、一定の施設以外の施設の建設等をしてはならない。 ②流通業務団地造成事業の工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成敷地等又は造成敷地等に関する所有権等の設定又は移転については、原則として、都道府県知事の承認を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	①流通業務地区は、物資の集散の機能を営む良好な流通業務市街地として形成される必要がある。このため、流通業務地区内では、流通業務施設及びこれに密接に関連する施設の立地を誘導するとともに、流通業務の機能を阻害する施設の立地を禁止することにより、良好な流通業務市街地の整備を図る必要がある。 ②流通業務団地造成事業は、物資の流通に係る業務を行うための流通業務施設の集約的立地を促進することを政策目的とする事業であるため、造成された敷地や建設された流通業務施設・公益的施設については、むやみに転売されたり、本来の目的に沿って利用する意志や能力のないものに権利が移転されることは望ましくないことから、権利の設定又は移転については、制限をかける必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		